

※別添:秋田市内体育施設等利用料金について

(令和2年10月1日現在)

施 設 名	使 用 単 位	使 用 料 金	備 考
〈土崎・將軍野方面〉			
⑧光沼アリーナ	半面1時間につき	一 般 310円 高校生以下 無 料 (大会・講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、150円)	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算。
⑧光沼テニスコート	1面1時間につき	210円 無 料 (大会・講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、100円)	利用時間は、9:00～17:00。6～8月のみ9:00～19:00。 休場期間は、12月から3月まで。
⑩土崎市民グラウンド	1時間につき	410円 無 料 (大会・講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、210円)	照明設備全点灯は1,460円、部分点灯は1,040円を加算。
〈寺内・八橋・山王・泉・保戸野方面〉			
⑪市立体育館			
使用単位・使用料金・備考等については、別紙①を参照願います。 -----			
〈寺内・八橋・山王・泉・保戸野方面〉			
⑫茨島体育館			
使用単位・使用料金・備考等については、別紙②を参照願います。 -----			

※別添:秋田市内体育施設等利用料金について (令和2年10月1日現在)

施 設 名	使 用 料 金 一 般 高校生以下	備 考
〈茨島・割山・新屋・下浜方面〉 53 勝平市民グラウンド 1時間	410円 無 料 (大会・講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する時は、210円)	利用期間は、4月1日から11月30日まで。 照明設備を使用する場合は、1時間につき全点灯は1,250円、A点灯は940円、B点灯は730円、C点灯は210円を加算。
53 勝平屋内ゲートボール場一面1時間	310円 無 料 (大会・講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する時は、150円)	照明設備を使用する場合は、一面1時間につき100円を加算。
〈河 辺 方 面〉 60 北野田公園 アリーナ・テニスコートの使用単位・使用料金・備考等については、別紙③ を参照願います。		
61 スポパークかわべ グラウンドゴルフ場 1人1日につき 多目的広場 一面一時間につき サッカー場 一面一時間につき	260円 無 料 (大会・講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する時は、100円) 410円 無 料 (大会・講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する時は、210円) 1,570円 無 料 (大会・講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する時は、520円)	利用期間は、4月1日から11月30日まで。

※別添:秋田市内体育施設等利用料金について

施設名	使用単位	使用料金	備考
〈河辺方面〉		一般 高校生以下	
63 河辺体育館 使用単位・使用料金・		備考等は、別紙②を参照願います。	
〈雄和方面〉			
69 雄和花の森テニスコート 一面一時間につき		210円 無料 (大会・講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、100円)	利用期間は、4月1日から11月30日まで。 照明設備を使用する場合は一面1時間につき270円を加算。
65 県立中央公園			
あきたスカイドーム9:00～17:00		220円 110円	4/1～10/31の期間
" "		220円 110円	11/1～3/31の期間
運動広場1/4面一時間につき		220円 110円	通年の期間
テニスコート一面一時間につき		1,200円 —	貸切料金
" "		人工芝:220円 ・ハードコート:110円	平日貸切料金
" "		人工芝:440円 ・ハードコート:220円	土日祝日貸切料金
陸上競技場9:00～17:00(1日)		220円 220円	6月～8月は18:30迄
" 9:00～12:00(半日)		110円 110円	
" 12:00～17:00(半日)		110円 110円	6月～8月は18:30迄
アーチェリー場 9:00～17:00(1日)		510円 220円	6月～8月は18:30迄
" 9:00～12:00(半日)		260円 110円	
" 12:00～17:00(半日)		260円 110円	6月～8月は18:30迄
アリーナトレーニングルーム9:00～17:00(1日)		220円 110円	
" 6:00～9:00(早朝)		220円 110円	
" 17:00～21:00(夜間)		220円 110円	夜間使用は火木土のみ
パークゴルフ9:30～16:00(無料)			4,5月・9～11月の期間
パークゴルフ9:30～17:30(無料)			6月～8月の期間
パークゴルフ用具使用料金		300円 200円	
マウンテンバイク貸切1時間につき		2,140円 1,020円	4,5月・9～11月の期間は9:30～16:00、6月～8月の期間は17:30迄。
キャンプ場宿泊一泊につき		210円 100円	4月～11月迄の期間
" ロッカー、シャワーそれぞれ1回につき		100円 100円	"
" 洗濯機、乾燥機それぞれ1回につき		200円 200円	"
66 フィールドアスレチック 9:30～16:00(開園)		430円 220円	4,5月・9～11月の期間
" 9:30～17:30(開園)		430円 220円	6月～8月の期間

※別添:秋田市内体育施設等利用料金について

(令和2年10月1日現在)

施設名	使用単位	使用料金	備考
〈雄和方面〉		一般 高校生以下	
67 雄和体育館			
使用単位・使用料金・備考等については、別紙②を参照願います。			
68 雄和南体育館			
使用単位・使用料金・備考等については、別紙②を参照願います。			

[※ 別添利用料金追記:秋田市医師会事務局・令和2年10月1日現在]

令和元年10月から施設使用料が変わります

消費税および地方消費税の税率の引上げに伴い、変更となる料金は赤字で記載しています。

秋田市スポーツ振興課

秋田市立体育館使用料

区分					単位	現行料金		改正料金 10円未満切り捨て											
						一般	高校生以下	一般	高校生以下										
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき、	全面	1時間につき	1,540円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、770円)	1,570円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、770円)										
				全面の3分の2															
				全面の3分の1															
				市民以外の者も参加する大会、講習会等に使用するとき、	全面					1,020円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、510円)	1,040円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、520円)						
				全面の3分の2															
				全面の3分の1															
		その他の催しに使用するとき、	全面	510円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、250円)	520円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、250円)												
		全面の3分の2																	
		全面の3分の1																	
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき、					全面	2,160円	2,200円									
		全面の3分の2	1,440円					730円											
		全面の3分の1									720円	4,710円							
	その他の催しに使用するとき、	全面		4,620円	3,080円	3,140円													
	全面の3分の2	1,540円					1,570円												
	全面の3分の1												4,010円	4,080円					
	入場料を徴収する場合								体育に使用するとき、	全面					2,670円	2,720円			
	その他の催しに使用するとき、		全面					1,330円	1,380円										
	全面の3分の2		13,880円							14,140円									
	全面の3分の1			9,250円	9,420円														
	富科を目的とする場合	全面				4,620円	4,710円												
全面の3分の2	49,980円	50,910円																	
全面の3分の1											33,320円	33,940円							
サブアリーナ								入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき、				510円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、250円)	520円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、250円)			
市民以外の者も参加する大会、講習会等に使用するとき、			720円							730円									
				その他の催しに使用するとき、	1,540円												1,570円		
						入場料を徴収する場合	体育に使用するとき、											全面	1,330円
	その他の催しに使用するとき、	全面					4,620円											4,710円	
	富科を目的とする場合	全面									16,660円	16,970円							
	全面の3分の2	410円						無料(大会、講習会等)に使用 するときは、200円)	410円				無料(大会、講習会等)に使用 するときは、210円)						
多目的ホール	市民が体育に使用する場合		1室1時間につき							410円				無料(大会、講習会等)に使用 するときは、200円)	410円	無料(大会、講習会等)に使用 するときは、210円)			
その他の場合				610円	620円														
卓球室						市民が体育に使用する場合											410円		無料(大会、講習会等)に使用 するときは、200円)
その他の場合							610円											620円	
会議室											大会議室	300円							
小会議室		150円						150円											
個人使用	ジョギングコース		1回につき						100円	無料(市民以外の者が使用する ときは、50円)			100円	無料(市民以外の者が使用する ときは、50円)					
照明設備	メインアリーナ		金点灯の6分の1点 灯1時間につき		430円					440円									
	サブアリーナ		一式1時間につき		520円				530円										
	多目的ホール				100円		100円												
	卓球室				100円		100円												
冷暖設備	メインアリーナ				2,710円		2,760円												
	サブアリーナ				240円		250円												
	大会議室				110円		110円												
	多目的ホール				120円		120円												
空調設備	メインアリーナ				120円		120円												
	サブアリーナ				3,780円		3,850円												
	大会議室				230円		240円												
	多目的ホール				100円		100円												
照明設備	メインアリーナ				110円		110円												
	サブアリーナ				60円		60円												
	大会議室				60円		60円												
	多目的ホール				170円		170円												
スポットライト	メインアリーナ				170円		170円												
	サブアリーナ				60円		60円												
フロアライト	メインアリーナ				60円		60円												
	サブアリーナ				60円		60円												
手拭式移動座席	富科を目的とする場合		1ブロック1日につき		170円		170円												
	富科を自前とする場合				5,460円		5,560円												

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1
日6平方メートルにつき420円、附属土地を使用する場合は1日
3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち
売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1
日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日
3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち
売りをする場合は1人1日につき210円を徴収する。

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき420円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをすることは1人1日につき200円を徴収する。

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをすることは1人1日につき210円を徴収する。

※メインアリーナ、サブアリーナの利用申込などには、団体登録が必要。

秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料

秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料									
区分									
単位									
現行料金									
一般									
高校生以下									
一般									
高校生以下									
貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	510円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、250円)	520円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、250円)
				平面(茨島体育館)		250円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)	250円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。			720円		730円	
			その他の催しに使用するとき。			1,540円		1,570円	
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。			1,330円		1,360円	
			その他の催しに使用するとき。			4,620円		4,710円	
		常利を目的とする場合				16,660円		16,970円	
	柔道場(茨島体育館)					200円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	210円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
	剣道場(茨島体育館)					200円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	210円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
	トレーニング室(茨島体育館)					160円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円)	160円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円)
	小体育館(雄和体育館)					200円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	210円	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
	ミーティングルーム(茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館)					50円		50円	
照明設備(体育館)					一式1時間につき	520円		530円	
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき420円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。									
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき210円を徴収する。									

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき420円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをすることは1人1日につき200円を徴収する。

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをすることは1人1日につき210円を徴収する。

北野田公園	アリーナ	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	半面1時間につき	1,850円	1,880円			
				高校生以下		無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、920円)	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、940円)			
			入場料を徴収しない場合	一般		920円	940円			
				高校生以下		無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、460円)	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、470円)			
	テニスコート		入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	1,020円	1,040円			
				高校生以下		無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、510円)	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円)			
			入場料を徴収しない場合	一般		510円	520円			
				高校生以下		無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、250円)	無料(大会、講習会等)に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、260円)			
	会議室					1室1時間につき	150円	150円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあっては200円、暖房設備にあっては220円を加算する。	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあっては210円、暖房設備にあっては230円を加算する。
	北野田公園照明設備	アリーナ照明設備			全点灯の5分の1点灯1時間につき	120円	120円			
テニスコート照明設備			1面点灯1時間につき	190円	190円	1面点灯とは、テニスコート1面を照明するために8灯を点灯することをいう。	1面点灯とは、テニスコート1面を照明するために8灯を点灯することをいう。			

※利用期間は、4月1日から11月30日まで。